

浦添市技能労務職等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成 22 年 4 月 1 日

1. 現状

地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額なのではとの国民等からの厳しい批判・指摘がなされているという現状を注視し、また、市職員の給与等の公表においても、民間企業従業員との比較やラスパイレス指数比較など、内容を住民に対して周知することとされており、民間と比べて給与水準が高いとの指摘を真摯に受け止め、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも十分留意しながら、適正な給与制度の確立と運用が喫緊の課題であります。

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢（平成 21 年 4 月 1 日現在）

職 種	浦 添 市			全 国		沖 縄 県 (民間調理)	
	人 数	平均 年齢	平均 給与 (円)	平均 年齢	平均 給与 (円)	平 均 年 齢	平均 給与 (円)
学校給食調理員	14	45.0	339,464	49.2	322,737	43.7	187,900
保育所調理員	8	39.5	298,300				
工 手	4	57.0	438,000				

◎ 平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外等の手当額の合計であり、期末勤勉手当は含まない。

(2) 職種ごとの年齢別の人数、平均給与等（平成 22 年 4 月 1 日現在）

	調理員		工手	
	平均給与 (円)	人 数	平均給与 (円)	人 数
～35 歳	0	0	0	0
36～39 歳	305,280	4	0	0
40～43 歳	323,926	3	0	0
44～55 歳	0	0	0	0
56～59 歳	0	0	432,113	3
全 体	313,271	7	432,113	3

(3) その他技能労務職の給与に関する事項

- ① 給料表・・・ 現業職給料表を採用しています。（国の行（二）と同じ）
- ② 手 当・・・ 扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、

休日勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。  
技能労務職員に支給されている手当の主な内容は次のとおりです。

手当の名称	手当の内容（月額）	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000 円	同
	配偶者以外の親族 6,000 円	
	（配偶者なし）親族 1 人目 11,000 円	
住居手当	借家の限度額 27,000 円	同 異
	持家 2,500 円	
通勤手当	通勤距離 2km 以上の者（定額制）に支給	異
	バス等利用者の支給限度額 55,000 円	
	自家用車等利用者の支給限度額 40,000 円	
特殊勤務手当	調理員手当 2,000 円	—
	調理主任手当 5,000 円	
	ボイラー取扱手当 4,000 円	
期末勤勉手当	期末手当 2.70 月分	同
	勤勉手当 1.40 月分	

※平成 22 年 4 月 1 日より調理主任手当及びボイラー取扱手当の支給実績なし。

- ③ 昇給基準・・・ 昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給月を毎年 1 月と定め、それぞれの勤務実績に応じて昇給を実施しております。

		昇給基準				
		A	B	C	D	E
昇給区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
制度完成時 （平成 23 年 1 月～）	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	〃 （55 歳以上）	4 以上	3	2	1	0
昇給抑制期 （平成 20～22 年）	一般職員	6 以上		4	2 以下	
	〃 （55 歳以上）	3 以上		2	1 又は 0	

## 2. 基本的な考え方

平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、各自治体では、自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営が求められてきております。また、現在の厳しい行財政環境の

下、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努めていかなければなりません。

一方、「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託・移譲、指定管理者制度などの導入が進められてきております。

こういった状況の中、当市においては、技能労務職員の退職不補充、調理業務の民間委託を実施し、平成 22 年度中に市長部局のすべての技能労務職員の職種を変更します。

残る工事についても市民の理解と納得を得るため、市広報や市ホームページ等を介して、今後も適正化への取り組みを推進していく必要があります。

### 3. これまでの取り組み内容

主な取り組み内容は、次のとおりです。

年度	取り組み（行革）	取り組み（給与）
H20 4.1	2箇所ある学校給食調理場のうち1調理場の調理業務の民間委託実施	1. 現業職給料表を国の行政職給料表（二）へ移行 （通し号給から級号給制へ） 2. 特殊勤務手当を整理 （10→6手当へ）
H22 4.1	残る学校給食調理場の調理業務の民間委託実施	1. 現業職給料表5級継ぎ足し号給の廃止 （93号給→69号給へ） 2. 5級に在級していた職員の給料月額を4級へ在級調整
H22 10.1	保育所調理員の調理業務の民間委託実施	